

上越市都市計画公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月4日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第4号

上越市都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

上越市都市計画公聴会規則（昭和48年上越市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2週間（県の定める都市計画と相互に関連性を有する都市計画（以下「県関連都市計画」という。）にあつては、30日）」を「30日」に改める。

第3条第2項中「5日（県関連都市計画にあつては、20日）」を「20日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。